中小企業組合等支援施策情報

■全国中央会補助事業の募集について

全国中小企業団体中央会では、平成24年度において以下の事業を実施する組合等の募集を行っています。実施を希望される場合は、募集要項をご覧頂き本会へご相談下さい。

なお、募集要項につきましては、全国中央会のホームページ（http：//www.chuokai.or.jp）に掲載されております。

記

1　募集する補助事業の概要

⑴　中小企業組合等活路開拓事業

①　事業の概要

中小企業が組合等を中心に、共同して新たな活路を見出すために実施する将来ビジョンの策定、そのビジョンの成果を具体的に事業化・実用化しようとする事業等又は販路拡大等のために展示会等に出展する事業

②　補助金額＜補助対象経費総額の**10分の6以内**＞

11,588千円（展示会等出展事業は、1,200千円）を限度とし、1,000千円を最低限度（展示会等出展事業を除く。）とする。

③　補助対象予定数　30組合等(展示会等出展事業5組合等含む。)

⑵　組合等情報ネットワークシステム等開発事業

①　事業の概要

組合等を基盤とした情報ネットワークシステムの構築、組合員向け業務用アプリケーションシステムに関する調査研究・開発及びこれらシステムの普及のための事業

②　補助金額＜補助対象経費総額の**10分の6以内**＞

11,588千円を限度とし、1,000千円を最低限度とする。

③　補助対象予定数　25組合等

2　募集締切　平成24年3月26日㈪（必着）

＊事前のご相談について

上記の補助事業を実施しようとする場合には、本会で応募に係る支援を行いますので、お早めにご相談下さい。書類を点検した上で**本会経由で全国中央会へ提出**致します。

なお、詳しい内容につきましては、本会事業振興部までお問い合わせ下さい。（☎018-863-8701）

■円高の影響を受けた事業主に対する雇用調整助成金の特例

円高の影響を受けた事業主で、雇用調整助成金を利用する対象期間の初日が**平成23年10月7日以降**である事業主の方を対象に、次の特例を設けました。

特例

①　生産量等の確認期間を、最近3か月ではなく**最近1か月**に短縮。
②　最近1か月の生産量等がその直前の1か月又は前年同期と比べ、原則として5%以上減少する**見込み**である事業所も対象とする。

雇用調整助成金の支給額

◆　雇用調整助成金は、事業主が休業手当などを労働者に支払った場合、それに相当する額に以下の助成率を乗じて支給しています。なお、事業主が解雇等を行っていないなど、一定の要件を満たした場合は、さらに高率(カッコ内)の助成となります。

○大企業：助成率　2/3(3/4)　　**○中小企業：助成率　4/5(9/10)**

※　大企業、中小企業ともに1人1日当たり7,890円が上限となります。

※　中小企業向けの雇用調整助成金は中小企業緊急雇用安定助成金といいます。

◆　また、教育訓練を実施した場合は、訓練費として1人1日あたり以下の金額を加算します。

○大企業：2,000円又は4,000円　　**○中小企業：3,000円又は6,000円**

※　教育訓練の実施方法、内容などにより異なります。

詳しくは、秋田労働局職業安定課（☎018-883-0007）又は各ハローワークまで。